

「高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール（素案）等」
パブリックコメント意見の公表について

平成30年9月4日

八王子市 まちなみ整備部 まちなみ景観課

「高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール（素案）等」について、皆さまからいただいたご意見を報告するとともに、市の考えを公表します。

1. 意見募集期間：平成29年11月1日～平成29年11月30日

2. 意見提出者数：4人

3. 意見の件数：14件

4. 意見種別

種別	意見数
(1) 規制対象地区の範囲について	1
(2) 規制対象となる屋外広告物について	2
(3) 屋外広告物の表示又は設置の基準について	5
(4) 推進方策について	2
(5) 高尾の景観づくりについて	4

5. 意見の概要と市の考え方

番号	いただいたご意見の概要	市の考え
(1) 規制対象地区の範囲について		
(1) ー1	甲州街道と町田街道の交差点の東北角を対象地区に入れて欲しい。	当該交差点については、甲州街道及び町田街道、高尾街道の各道路境界（隅切り部分を除く）から10メートルまでの範囲が重なる部分を対象地区に含む考えです。
(2) 規制対象となる屋外広告物について		
(2) ー1	Aゾーンの核心になる駅前通りと甲州街道の交差点は、高尾山帰りのハイカーや、北側にたくさんある墓苑にお参りする方々が一番目にとめるところなので、屋上広告や突出広告が規制対象になるのは良い。	ご指摘の交差点を含め、Aゾーンにおいては、高尾駅舎及び駅前広場からの山並みへの眺望・見通しを確保することで、豊かな自然景観に調和した景観を形成したいと考えております。

(2) - 2	建物付属の広告等より野外駐車場の案内看板が気になる。交通安全を配慮した上で、是非規制対象にして欲しい。	本地域ルールは、建築物に設置する屋外広告物と、土地に設置する屋外広告物を対象としています。したがって、駐車場等の土地に設置する自立看板等に対しても、「共通基準」及び「土地に設置する屋外広告物の種類別基準」を適用する考えです。
(3) 屋外広告物の表示又は設置の基準について		
(3) - 1	山並みに配慮するため屋上広告物は禁止とのことだが、屋上の設備の目隠し用の囲いに看板を設置している場合、囲いの上の看板を取り外しても囲いが残ることについてどう考えるか。	屋上設備を道路等の公共空間から見えにくくように目隠し囲いで隠す「修景」は、景観形成基準で求める配慮・工夫のための手法の1つです。このような修景は、なるべく目立たせないことで山並みへの眺望を阻害しないことが目的であるため、誘目性を高める屋外広告物は掲出しないうでいただきたいと考えています。
(3) - 2	看板を設置する高さで色の使用を限定すると、店舗の高さによって差が出て不平等感があると思う。	本地域ルールでは、山並みや樹木、空などの自然景観との調和を図るため、鮮やか過ぎる色を制限したいと考えています。ただし、歩行者がにぎわいを感じられるよう、建築物の1階部分は使用できる色を制限せず、屋外広告物にまちのにぎわいを演出する役割を担って欲しいと考えています。
(3) - 3	使用できる色を3つ程度、又はモノクロに限定すると良い。	本地域ルールでは、屋外広告物にまちのにぎわいを演出する役割を担って欲しいと考えています。また、景観計画では、外壁等で使える色の基準について、ある程度の範囲で許容しています。これらのことから、屋外広告物で使用できる色は、鮮やか過ぎるものだけを制限したい考えです。
(3) - 4	ラーメン屋などの外装に多い、きらびやかな電飾を禁止すると良い。	本地域ルールは、点滅する照明や回転灯の使用を禁止しています。
(3) - 5	現在、高尾駅前には、八王子駅前ほど目立つ屋外広告物はないが、周辺の自然環境との調和を図る色彩、形状、大きさの広告物に誘導していくことは、高尾をより魅力的な街にすることに大きく貢献すると考え、今回のルール策定を支持する。	本地区の良好な景観を守り、活かすために必要な基準を定めることで、高尾駅北口地区の魅力向上につなげたいと考えております。

(4) 推進方策について		
(4) - 1	既存の存在は認めて新たなものだけ規制するのでは、効果が表れるのに時間がかかりすぎる。撤去の補償等を含め、可能な限り、市費を使わず早急に効果が表れる実施体制づくりを期待する。	既存の屋外広告物で基準にあわないものについて、広告主等への周知を徹底するとともに、既存の屋外広告物の除却等に対する費用補助を行い、市の目指す景観形成の実効性を高めたいと考えています。
(4) - 2	今回、重点的に地区を定めルールを決めるということなら、現行の屋外広告物に対しても強く協力を求め、市費の投入も図りながら、ルールに沿った地区となるようにしてほしい。	
(5) 高尾の景観づくりについて		
(5) - 1	街の景観を良いものにしようという市の姿勢に基本的に賛成。	今後も良好な景観形成を推進したいと考えています。
(5) - 2	八王子市の観光拠点であるばかりでなく、京王線、中央線の結節点である高尾駅前を整備する事業を進めると同時に景観に大きな影響を与える屋外広告物の規制を強化するのは、大きな意義があると感じる。	市では、高尾駅周辺を地域の拠点に位置付けており（都市計画マスタープラン）、地域の玄関口にふさわしい景観形成を推進したいと考えています。
(5) - 3	今後、この地域ルール策定の取組は、高尾駅北口周辺という小さな地区に留まらず、南口や高尾山口までの甲州街道沿道、高尾山口駅前周辺などまで拡大することを考えてほしい。そうならば高尾周辺が、景観的な統一感と魅力に溢れたものにできると思う。	地域ルール策定の取組みは、景観計画に定める重点地区において今後も検討を進めたいと考えており、次は高尾山口駅周辺について着手する予定です。なお、高尾駅南口や高尾山口駅までの甲州街道沿道については、現在重点地区に指定していませんが、今後の景観形成の取組みに向けご意見を参考にさせていただきます。
(5) - 4	高尾の魅力の向上は、そのことにより、高尾山ブランドをより深化させ、不動のものとするばかりでなく、ひいては八王子市の魅力全体を引き上げることになると思う。	今後も、高尾の魅力向上につながる良好な景観形成を推進したいと考えています。